

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該日には、
休日がと
る翌日)

(定義)

第一条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 源泉 温泉ゆう出路をいう。

二 利用源泉 現に温泉を採取している源泉をいう。

三 代替掘削 利用源泉の代替として、これと近接した位置に当該利用源泉と同等の口径及び深度を有する源泉を掘削することをいう。

四 増掘 源泉の口径を拡張し、深度を増加し、又は温泉ゆう出口を切り下げるこ^トをいう。

五 特殊ポンプ 水中ポンプ、ボアホールポンプ、ジェットポンプ、ジェット付渦巻ポンプ、気泡ポンプその他これらと同等の機能を有するポンプをいう。

(温泉保護地域等の設定)

第三条 鹿野温泉の区域内に温泉保護地域（以下「保護地域」という。）及び温泉準保護地域（以下「準保護地域」という。）を設定する。

2 保護地域とは、現に温泉がゆう出し、又はゆう出が予想される区域のうち、適正な保護をしなければ源泉相互間における温泉のゆう出量、温度等に影響を及ぼすおそれのある区域で、その区域は、別表のとおりとする。

3 準保護地域とは、現に温泉がゆう出し、又はゆう出が予想される区域のうち、適正な利用をしなければ源泉相互間における温泉のゆう出量、温度等に影響を及ぼすおそれのある区域（保護地域を除く。）で、その区域は、別表のとおりとする。

（保護地域内における掘削等の制限）

第四条 保護地域内における新たな源泉の掘削は、原則として認めないものとする。ただし、次の第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の代替掘削及び第五号に該当する場合の掘削については、この限りでない。

一 利用源泉が災害により埋没し、原状に回復することが著しく困難と認められると止し、もつて鹿野温泉の恒久的な保護と適正な利用の推進を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（目的）

第一条 この要綱は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に定めるもののほか、

鹿野温泉における温泉のゆう出量の減少、温度の低下、成分の変化等の衰退現象を防止し、もつて鹿野温泉の恒久的な保護と適正な利用の推進を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

二 利用源泉の崩壊、導水管の閉そく等によりゆう出量が著しく減少し、しゅんせつ

2 保護地域内における増掘は、原則として認めないものとする。ただし、利用源泉のゆう出量が著しく減少した場合で、増掘以外の方法によつてはゆう出量の回復が困難と認められるときは、この限りでない。この場合において、源泉のゆう出口の切下げを行うときは、その深度は、地表面から二・〇メートル以内とする。

3 保護地域内における動力の装置については、次の各号の要件を満たすものに限り認めるものとする。

一 ポンプが、特殊ポンプ以外のもの（揚湯量を規制するために使用する場合を除く。）であること。

二 動力の出力が、二・二五キロワット以下であること。

三 動力ポンプの設置位置の深度が、地表面から一・〇メートル以内であること。

4 第一項の掘削若しくは代替掘削又は第二項の増掘をする場合の源泉の口径は、一二七ミリメートル以内とする。ただし、水位観測用ガイドパイプ等の付帯施設を設置する場合には、その源泉の口径は二〇〇ミリメートルまで認めるものとする。

5 知事は、第一項ただし書の規定により源泉の掘削又は代替掘削をした者に対し、掘削又は代替掘削の完了後、速やかに、旧源泉を完全に埋没させるものとする。

（準保護地域内における掘削等の制限）

第5条 準保護地域内における新たな源泉の掘削は、第四条第一項第一号から第四号ま

でのいづれかに該当する場合の代替掘削又は第五号に該当する場合の掘削及びその他の場合の掘削で他の源泉との間隔が百メートル以上である場合に限り認めるものとする。

2 準保護地域内における増掘は、周辺の利用源泉に及ぼす影響を考慮した上認めるも

のとする。ただし、源泉のゆう出口の切下げを行うときは、その深度は地表面から二・〇メートル以内とする。

3 準保護地域内における動力の装置については、次の各号のいずれにも該当するものに限り認めるものとする。

一 ポンプが、特殊ポンプ以外のもの（運転水位が著しく低い場合又は温泉の温度が著しく高い場合で通常のポンプでは温泉を汲み上げることができない場合を除く。）であること。

二 動力の出力が、二・二五キロワット以下であること。

三 動力ポンプの設置位置の深度が、地表面から一・〇メートル以内であること。

4 前条第四項及び第五項の規定は、準保護地域内における源泉の掘削について準用する。

（掘削又は増掘に係る影響調査）

第六条 知事は、保護地域又は準保護地域内において掘削又は増掘（温泉ゆう出口の切下げを除く。以下同じ。）をした者に対し、当該掘削又は増掘の完了後、速やかに、

県の立会いの下に当該掘削又は増掘に係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告させるものとする。

2 知事は、保護地域又は準保護地域内において温泉ゆう出口の切下げをしようとする者に対し、事前に、県の指導の下に当該切下げに係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告せるものとする。ただし、掘削又は増掘後引き続き温泉ゆう出口の切下げをしようとする場合は、この限りでない。

（未利用源泉等に対する措置）

第七条 知事は、保護地域又は準保護地域内において源泉を掘削した者に対し、掘削工事の完了した後一年以内に適正な利用を行うよう努めさせるものとする。

2 知事は、保護地域又は準保護地域内において温泉を採取する者に対し、その採取を廃止したときは、当該温泉に係る源泉を完全に埋没するよう努めさせるものとする。（温泉の効率的利用の推進）

第八条 源泉管理者は、温泉採取量に限度があることを考慮し、枯渇防止のための適正

ゆう出量の維持及び集中管理等による効率的利用の推進に努めるものとする。

(温泉ゆう出目的以外の土地掘削の届出)

第九条 知事は、保護地域内において水井戸の掘削をしようとする者に対し、あらかじめ、様式第一号による届出書を提出させるものとする。

2 知事は、保護地域内において建築物の地下工作工事その他の地下工作工事をしようとする者に対し、あらかじめ、様式第二号による届出書を提出させるものとする。

附 則

この要綱は、平成八年八月九日から施行する。

別表(第三条関係)

区 分	区 域
保護地域	気高郡鹿野町大字今市字下河原、字下大唐田、字西三角田、字千学、字上千学、字走出、字政所屋敷、字三角田、字井津尻、字大岩、字屋敷田、字安久、字澤、字村西側ノ下、字村内東側下、字多郎平屋敷、字村内東側、字村西側中、字青木、字村内東側ノ中、字下六反田、字西波、字上大唐田、字村西側上、字村内東側上、字寺ノ前、字寺ノ上、字東西波、字上六反田、字孤平、字中筋、字平木、字興五郎田、字頭無シ、字大道ノ西、字越水、字横道ノ下、字東中筋、字鳴戸瀬、字柿谷口、字八反田、字石垣及び字原田屋敷の各全部並びに字祖父分、字西方寺谷口、字樋ノ詰、字山崎、字百尋、字大立、字一本松、字持正院、字横道上ミ及び字大谷の各一部(次の図に示す部分に限る。)

準保護地域

字上明神、字流田、字南田、字八反田、字畠中、字早焼田、字京南、字東千学、字西千学及び字塙人並びに同町大字今市字下河原下通、字中嶋、字家ノ下河原、字家ノ背戸、字家ノ上ミ、字外河原、字家形屋敷、字墓ノ後口、字桜馬場ノ下、字桜馬場ノ北、字桜馬場ノ上、字桜馬場ノ南、字小林南門前、字小林北門前、字馬ノ池尻及び字馬ノ池口の各全部並びに同町大字寺内字宮川原、並びに同町大字今市字人堺口道ヨリ西、字祖父分及び字横道上ミの各一部(次の図に示す部分に限る。)

備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部景観自然課に備え置いて縦覧に供する。

様式第1号 (第9条関係)

鹿野温泉保護地域内における水井戸掘削届出書

職 氏 名 様

下記のとおり鹿野温泉保護対策要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者	住 所
氏 名	(注)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (電話 局 番)	

報 告 申 訴 確 認 書

平成8年8月9日

様式第2号 (第9条関係)

鹿野温泉保護地域内における地下工作工事届出書

職 氏 名 様

下記のとおり鹿野温泉保護対策要綱第9条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

年 月 日

届出者	住 所
氏 名	(注)
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (電話 局 番)	

水井戸の使用の目的	
地 番	
水井戸の 地 目	
掘 削 地 付近の状況	別添のとおり (周囲200mの見取図)

地下工作物を設置する目的	
地下工作物の種類及び規模	
地 番	
地 目	
地下工作物 の設置場所	地 目
付近の状況	別添のとおり (周囲200mの見取図)
口 径	cm
水井戸の 深 さ	m
口 径 等 井管の種類	
T. 事 施 行 者	
工 事 の 施 行 方 法	
工 事 の 施 行 方 法	
工事の着手及び完了の時期	
工事の着手及び完了の時期	